

第 2 1 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 8 年加東市条例第 3 7 号)
の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会の項の次に次のように加える。

職員懲戒審査委員会	委員	日額	8, 0 0 0
-----------	----	----	----------

別表健康増進計画策定委員会の項中「健康増進計画策定委員会」を「健康増進計画等策定
委員会」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表健康増進計画策定委員会
の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表健康増進計画等策
定委員会の項の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 1 号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成 1 8 年加東市条例第 2 5 号)及び加東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成 1 8 年加東市条例第 2 8 号)の公正な実施を図るため、諮問案件を既設の委員会で審議するに当たり、懲戒処分等の判断基準をより明確にすること並びに専門的な見地から意見を徴し、公正かつ適切な処分量定とすることがあることから外部の識者を委員として加える。

また、自殺対策基本法(平成 1 8 年法律第 8 5 号)の一部が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことにより、当該計画の審議を健康増進計画策定委員会の所掌事務とし、委員会の名称を変更したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 別表に「職員懲戒審査委員会」の項を追加し、委員の報酬を日額 8, 0 0 0 円と定めること。(別表関係)
- (2) 別表の「健康増進計画策定委員会」の名称を改めること。(別表関係)

3 施行期日

- (1) 2 (1) 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (2) 2 (2) 公布の日(平成 3 0 年 4 月 1 日から適用)

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行政不服審査会	委員	日額	8,000	行政不服審査会	委員	日額	8,000
特別職報酬等審議会	委員	日額	8,000	<u>職員懲戒審査委員会</u>	<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>8,000</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	特別職報酬等審議会	委員	日額	8,000
<u>健康増進計画策定委員会</u>	委員	日額	8,000	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	<u>健康増進計画等策定委員</u> <u>会</u>	委員	日額	8,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)